

訪問看護重要事項説明書

<令和 年 月 日現在>

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて事業者が説明すべき事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	公益社団法人 長野県看護協会
所在地	松本市旭 2-11-34
代表者名	松本 清美
電話番号	0263-35-0421

2. 訪問看護ステーションの概要

1) 事業所の名称、所在地

事業所名	(公社) 長野県看護協会 南松本訪問看護ステーション
所在地	松本市双葉4-16 総合社会福祉センター4階
代表者名	丸山 美由生
連絡先	電話 0263-29-2807 FAX 0263-29-2808
メールアドレス	st-mmatumoto@nursen.or.jp
介護保険事業所番号	2060290075
事業の実施地域※	松本市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

2) 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針

(1) 南松本訪問看護ステーション（以下、本事業所という）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減または悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。

(2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関と

の密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

3) 事業所の職員体制

職員の職種、員数は次のとおりとします。

(1) 管理者（保健師、看護師） 1名

(2) 看護職員は、管理者を含み常勤で1名以上を配置し、常勤に換算して2.5人以上の保健師、看護師又を配置しています。

(3) その他の職員として、事務職員及び医療技術者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）を若干名配置しています。

4) 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8:30～17:15
休業日	土、日、祝・休日、12月29日～1月3日
緊急時24時間対応します	

※緊急時連絡電話番号 0263-29-2807

3. 利用料

○利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

○利用者は、南松本訪問看護ステーション料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

○利用料の支払い方法

1) 利用者の指定の口座から、自動振替の場合

毎1日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。

利用料は1か月単位とし、当該分の利用料は、翌々月20日に利用者が指定する口座から毎月20日に振り替えます。（20日が土・日・祝日の場合は、その翌日）

2) 現金払いの場合

利用料は1か月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収書を発行いたします。

○訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡いただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

※保険証の変更や資格喪失時はお申し出ください。

4. 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

5. 事故発生時の対応

- 1) 訪問看護の提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

6. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- 1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係者との連携、必要時の訪問を行います。
- 2) 指定感染症蔓延時には、通常の業務を行えない場合があります。
感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

7. 秘密保持

(1) 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

8. 高齢者への不適切な対応防止

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- 2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

9. 第三者評価の実施の有無

第三者評価は受けていません。

10. 相談・苦情連絡

南松本訪問看護テーション 担当者 丸山 美由生	電 話 0 2 6 3 - 2 9 - 2 8 0 7 F A X 0 2 6 3 - 2 9 - 2 8 0 8 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (平日)
市町村相談・苦情窓口 松本市高齢福祉課	電 話 0 2 6 3 - 3 4 - 3 2 1 3
長野県国民健康保険団体連合会 事務局 (介護保険に関する事)	電 話 0 2 6 - 2 3 8 - 1 5 5 0

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所 公益社団法人 長野県看護協会

南松本訪問看護ステーション

所在地 長野県松本市双葉4-16 総合社会福祉センター4階

説明者 氏名 _____ 印

管理者 丸山 美由生 _____ 印

私は、本書面により、重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

介護保険利用料一覧表

介護保険（予防給付を含む）の給付サービスを利用する場合は、負担割合証の割合です。介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。松本市は、地域区分 7 級地に該当しますので 1 単位 10.21 円での計算となります。

サービス時間 区分	訪問看護				介護予防			
	基本料金	利用者負担額			基本料金	利用者負担額		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
20分未満	3,140単位	314単位	628単位	942単位	3,030単位	303単位	606単位	909単位
30分未満	4,710単位	471単位	942単位	1,413単位	4,510単位	451単位	902単位	1,353単位
30分以上 1時間未満	8,230単位	823単位	1,646単位	2,469単位	7,940単位	794単位	1,588単位	2,382単位
1時間以上 1時間30分未満	11,280単位	1,128単位	2,256単位	3,384単位	10,900単位	1,090単位	2,180単位	3,270単位

※ 基本料金に対して、早朝（午前6時から午前8時）・夜間帯（午後6時から午後10時）は25%増し、深夜帯（午後10時から午前6時）は50%増しとなります。

※ その他の加算（利用者負担額）

	1割負担	2割負担	3割負担	
初回加算（Ⅰ）	350単位	700単位	1,050単位	／月
（Ⅱ）	300単位	600単位	900単位	
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位	1,200単位	1,800単位	／月
	24時間連絡体制により、緊急時訪問を必要に応じてご利用できます。別途契約が必要になります。			
特別管理加算（Ⅰ）	500単位	1,000単位	1,500単位	／月
	（例えば、在宅悪性腫瘍指導管理を受けている状態、留置カテーテル使用中の方等）			
（Ⅱ）	250単位	500単位	750単位	／月
	（例えば、在宅酸素療養中、真皮を超えるじょくそうの方等）			
口腔連携強化加算	50単位	100円単位	150単位	
複数名訪問看護加算（30分未満）	254単位	508単位	762単位	
（30分以上）	402単位	804単位	1,206単位	
退院時共同指導加算	600単位	1,200単位	1,800単位	
ターミナルケア加算	2,500単位	5,000単位	7,500単位	
遠隔死亡診断補助加算	150単位	300単位	450単位	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6単位	12単位	18単位	／回
（Ⅱ）	3単位	6単位	9単位	
専門管理加算	250単位	500単位	750単位	／月
看護体制強化加算（Ⅰ）	550単位	1,100単位	1,650単位	／月
（Ⅱ）	200単位	400単位	600単位	
（予防）	100円	200単位	300単位	

その他加算につきましては、看護師または担当介護支援専門員にお問い合わせください。

キャンセル料金は頂きませんが、キャンセルする場合は早めにご連絡ください。

※死後の処置料は10,000円をご負担していただきます。

（2024年6月1日）

(別紙2)

医療保険一部負担金一覧表

基本利用料 訪問看護基本療養費＋訪問看護療養費 (単位:円)

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	初日 5,550 + 50 + 7,670		5,550 + 3,000		5,550 + 3,000	
	5,550 + 3,000	5,550 + 3,000		5,550 + 3,000	6,550 + 3,000	
5,550 + 3,000 + 2,000	5,550 + 3,000	5,550 + 3,000		6,550 + 3,000	6,550 + 3,000	

(参考)

訪問看護基本療養費

週3日まで 5,550円/日＋月1回50円(訪問看護医療DX情報活用加算)

週4日目以降 6,550円/日(訪問看護師以外の場合は5,500円)

専門研修を受けた看護師による訪問 12,850円/月

訪問看護管理療養費 初日 7,670円

2日目以降 3,000円 2,500円

但し、週4日目以降の利用は、厚生労働大臣が定める疾病の方等となります。

緊急訪問看護加算 月14日目まで 2,650円

15日目以降 2,000円

※ 必要により、下記の加算料金が発生することがあります。

24時間対応体制加算 6,800円/月1回

特別管理加算 2,500円/月

// (重症度高) 5,000円/月

情報提供療養費 1,500円/月1回

複数名訪問看護加算(厚生労働大臣が定める疾患) 4,500円/週1回

7,500円/週2回

10,500円/週3回

夜間・早朝訪問加算(6～8・18～22時) 2,100円

深夜訪問看護加算(22～翌6時) 4,200円

難病等複数回訪問加算 1日2回 4,500円

1日3回以上 8,000円

長時間訪問看護加算(90分を超える場合) 5,200円/週1回

乳幼児加算(6歳未満) 1,300円

// 厚生労働大臣が定めるもの 1,800円

退院時共同指導加算	8,000 円
退院支援指導加算 (90 分)	6,000 円
(90 分超)	8,400 円
在宅患者連携指導加算	3,000 円/月 1 回
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円/月 2 回
入院中の外泊時訪問看護基本療養費 (Ⅲ)	8,500 円/1 回~2 回
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000 円
専門管理加算	2,500 円
遠隔死亡診断補助加算	1,500 円

※その他加算につきましては、看護師にお問い合わせください。

※ 以下の項目は、保険外請求となります。

- ① 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者を除き、週 4 日目以後は 1 回につき、5,550 円をいただきます。
- ② 休日訪問時は、1 日につき 2,000 円の加算をいただきます。
- ③ 死後の処置料は、10,000 円をいただきます。

(2024 年 6 月 1 日)

(別紙3)

医療保険・介護保険給付の対象とならない訪問看護サービスの利用料)

平日	営業時間内	8:30~17:15	10,000円/1時間
	夜間	17:15~22:00	12,500円/1時間
	深夜	22:00~6:00	15,000円/1時間
	早朝	6:00~8:30	12,500円/1時間
土、日、祝日		一律	15,000円/1時間

備考) 上記料金は、介護保険又は医療保険で支払われる介護サービス料を参考に設定いたしております。

交通費やその他の料金は、別途実費で請求させていただきます。

(2024年6月1日)